

令和4年度社会福祉法人指導監査の実施結果の概要

1 社会福祉法人に対する指導監査の実施状況

- (1) 実施時期 令和4年10月から令和5年2月まで実施
 (2) 一般監査(実地監査)

区 分	法人数	実施数	一般監査 実施率(%)	文書指摘 法人数	文書指摘 率(%)	R3 文書 指摘率(%)
一般法人	30	11	36.7	1	3.3	9.1
社会福祉協議会	1	0	0	0	0	0
合 計	31	11	35.5	1	3.2	9.1

- (3) 特別監査 実施なし
 (4) 指導監査の実施体制

「浜田市社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき、地域福祉課が2名から3名体制で実施した。

(5) 指導監査における留意事項(実施方針)

令和4年度の指導監査にあたっては、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ、社会福祉法人の適正な運営の確保を図るため、特に次の事項に留意して実施した。

また、社会福祉法の改正に的確に対応しているか、社会福祉法人指導監査要綱（平成29年4月27日付け厚生労働省三局長通知）の別紙として示されている「指導監査ガイドライン」に基づき実施した。

【留意事項】

- ① 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ② 入所者・利用者の権利及び人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③ 職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④ 法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

(6) 監査指摘基準

社会福祉法の改正に伴い、国の指導監査ガイドラインが定められ、監査指摘基準が下記のとおりとされている。

- ① 文書指摘(改善状況の報告を求めるもの)
 国の指導監査ガイドラインの指摘基準に該当する場合
- ② 口頭指摘
 上記指摘基準に該当する場合であっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わなくても改善が見込まれる場合
- ③ 助言

上記指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するものと考えられる事項

2 社会福祉法人の指導監査結果の概要

(1) 一般監査の実施結果

- ① 監査を実施した法人については、法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ② 監査指摘基準に基づき、改善を要する事項は文書指摘し、1か月の期限を付して改善状況(改善計画)の報告を求めた。また、改善報告は求めないが今後、是正又は改善を図るよう口頭指摘とした事項及び助言とした事項は、法人と指導の内容に関する認識を共有するために、文書で通知した。併せて、前回監査の指摘事項については、改善状況の確認を行った。

3 令和4年度の主な指摘事項

(1) 文書指摘及び口頭指摘件数

指摘事項	文書指摘 件数	口頭指摘 件数	合計	R3 文書 指摘件数
定 款	0	0	0	0
評議員・評議員会	0	2	2	2
理事・監事・理事会	0	3	3	3
報 酬	0	0	0	0
会計管理	1	5	6	3
公表、苦情処理、登記等	0	2	2	0
計	1	12	13	8

(2) 文書指摘及び口頭指摘の内容

《評議員・評議員会》

- ・ 評議員会の招集については、評議員会の日時及び場所、目的(議題)、議案の概要を理事会で決議すること。
- ・ 評議員会の議事録において、議事録作成者の氏名を記載すること。

《理事・監事・理事会》

- ・ 理事会の招集通知については、理事会の日の一週間前までに発出すること。一週間前までの発出が困難である場合は、理事及び監事の全員の同意を得たうえで、招集通知を発出せず理事会を開催することを検討すること。
- ・ 理事会の招集通知を省略する場合においては、理事及び監事全員から招集通知の省略について同意を得た旨を議事録等に記載すること。
- ・ 理事長の職務執行状況の報告について、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、理事会において報告すること。報告のうえは、当該理事会の議事録にその旨を記載すること。

《会計管理》

- ・ 自動更新条項のある契約について、更新時期の前に伺い文書により更新の意思決定を行い、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。
- ・ 介護保険事業に係る施設報酬を主たる財源とする特養拠点部分から法人本部拠点部分に繰入れを行っているが、資金収支計算書において当期資金収支差額合計に資金不足が生じており適当ではないので、今後は改めること。
- ・ 預貯金口座の名義人について、理事長以外に施設長名義の通帳があるため、今後の通帳作成に当たっては、理事長名に統一すること。
- ・ 小口現金の取扱いについて、経理規則に基づいた処理を行うこと。
小口現金の残高が限度額を超えているものがある。
小口現金について、入出金のあった日の現金出納終了後、出納職員は現金残高と帳簿残高の照合を行い、現金出納帳等へ会計責任者に報告した証跡を残しておくこと。
- ・ 計算書類に対する注記について、社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第157号）令和3年4月1日施行により追加された項目の記載がないため、次年度から改正に則した注記の作成と、対応する経理規則を改正すること。

《公表、苦情処理、登記等》

- ・ 登記事項（資産の総額を除く）について、変更が生じた場合には2週間以内に変更登記を行うこと。
- ・ 法人ホームページに最新の定款を掲載すること。